

様式第 28

事業継続力強化計画に係る認定申請書

年 月 日

殿

住 所

名 称

代表者の役職及び氏名

中小企業等経営強化法第 56 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(別紙)

事業継続力強化計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称 _____

代表者の役職名及び氏名 _____

資本金又は出資の額 _____ 常時使用する従業員の数 _____

業種 _____

法人番号 _____ 設立年月日 _____

2 事業継続力強化の目標

自社の事業活動の概要	
事業継続力強化に取り組む目的	
事業活動に影響を与える自然災害等の想定	
自然災害等の発生が事業活動に与える影響	(人員に関する影響) (建物・設備に関する影響) (資金繰りに関する影響) (情報に関する影響) (その他の影響)

3 事業継続力強化の内容

(1) 自然災害等が発生した場合における対応手順

項目		初動対応の内容	発災後の 対応時期	事前対策の内容
1	人命の安全確保			
2	非常時の緊急時体制 の構築			
3	被害状況の把握 被害情報の共有			
4	その他の取組			

(2) 事業継続力強化に資する対策及び取組

A	自然災害等が発生した場合における 人員体制の整備	
B	事業継続力強化に資する 設備、機器及び装置の導入	
C	事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保	
D	事業活動を継続するための 重要情報の保護	

(3) 事業継続力強化設備等の種類

	(2) の項目	取得 年月	設備等の名称/型式	所在地
1				
2				
3				

	設備等の種類	単価 (千円)	数量	金額 (千円)
1				
2				
3				

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び消防法（昭和二十三年法律第八十六号）上設置が義務づけられた設備ではありません。	

(4) 事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

(5) 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

--

4 実施時期

年 月～ 年 月

5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額（千円）

6 その他

(1) 関係法令の遵守（必須）

確認項目	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第一百四十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。	

(2) その他事業継続力強化に資する取組（任意）

確認項目	チェック欄
レジリエンス認証制度（※1）に基づく認証を取得しています。	
ISO 22301 認証（※2）を取得しています。	
中小企業 BCP 策定運用指針に基づき BCP を策定しています。	

（※1）国土強靱化に貢献する団体を認証する制度

（※2）事業継続マネジメントシステム（BCMS）の国際規格

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

認定申請書（表紙）の記載方法

認定申請書（表紙）には申請者の住所、氏名、代表者の役職及び氏名を記載します。**※押印は不要となりました。**

様式第 28

事業継続力強化計画に係る認定申請書

申請日を記載してください

主たる事務所が所在する都道府県を管轄する各経済産業局長としてください（P12）

年 月 日

〇〇経済産業局長 殿

省略等はせず、正式名称で記載してください

住所

名称

代表者の役職及び氏名

押印不要

中小企業等経営強化法第 56 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

⚠ 注意点

- ✓ 押印は不要となりました（令和2年12月28日～）。
- ✓ 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

1. 名称等

申請企業の基本情報を記入します。

業種は日本標準産業分類の中分類を記載してください

1 名称等			
フリガナ	カブシキガイシャチュウショウキギョウ		
事業者の氏名又は名称	株式会社中小企業		
代表者の役職名及び氏名	代表取締役 中小 太郎		
資本金又は出資の額	1,000万円	常時使用する従業員の数	100名
業種	非鉄金属製造業		
法人番号	●●●●●●●●●●●●●●●●	設立年月日	1993年●月●日



注意点

- ✓ 事業者の氏名又は名称にはフリガナを記載してください。
- ✓ 個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号（13桁）が指定されていない場合は記載不要です。（法人番号がない事業者は「法人番号なし」と記載）
- ✓ 業種は次の頁を参照いただき、日本標準産業分類の中分類を記載してください。
（日本標準産業分類コード：<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>）
※判断に迷われる際は、最寄りの経済産業局等にお問い合わせください。
- ✓ 事業者の氏名又は名称においては、例えば名称がカタカナもしくはアルファベット等が使用されている場合においても、フリガナを記載してください。

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

2. 事業継続力強化の目標 - 自社の事業活動の概要

どのような事業を営んでいるのか事業活動の概要を記載します。

記載例①②（自然災害、感染症共通）

自社の事業活動の概要	<p>業種等を記載するとともに、地域経済やサプライチェーンにおける位置づけなどを記載する。</p> <p>◆記載例 (電子部品の製造・販売の場合) 当社は、主に大手電機メーカーA社の〇〇部品の製造を担っており、当該部品の過半数のシェアを握るなどサプライチェーン上の重要な役割を担っている。</p> <p>(野菜等の小売業の場合) 当店は、地域において野菜を主に販売しており、一般顧客だけでなく、地域の複数の飲食店へ野菜を卸しており、当店が早期復旧しないと、これら飲食店への影響を及ぼす。</p> <p>(コンビニ店の場合) 当店は、地区唯一のコンビニであり、物販等の販売だけでなく、宅配便の取次、公的機関への料金収納や、代金収納なども実施しており、当店が早期復旧しないと、地域住民の生活に支障が生じるおそれがある。</p> <p>(製造業の場合) ※感染症の記載例 当社は、主に大手電機メーカーA社に〇〇部品を供給しており、当該部品供給の過半数のシェアを有するなど、サプライチェーン上の重要な役割を担っている。このため、感染症拡大等の影響による消費の減退により、当社の生産活動が縮小、もしくは事業が停止するとサプライチェーンや地域の雇用に大きな影響が生ずる。</p>
------------	---



考え方

- ① 自社がどのような事業を営んでいるのかを、分かりやすく簡潔に記入してください。
- ② 業種等に加え、自らの事業活動が担う役割（サプライチェーンで重要な部品を卸している、地域の経済・雇用を支えている等）を検討したうえで記載してください。



注意点

- ① 業種等に加え、自らの事業活動が担う役割について、サプライチェーンにおける役割または地域経済などにおける役割の記載がない場合、計画書の不備として認定の対象とはなりません。

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

2. 事業継続力強化の目標 - 事業継続力強化に取り組む目的

目的は社是などと同様のもので、災害等発生時、自社はどう行動していくかという意思表示のようなものです。何を目的として事業継続力の強化を図るのかを検討し、記載します。

記載例①②（自然災害、感染症共通）

事業継続力強化に取り組む目的	<p>下記3点を目的に、事業継続力強化に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 自然災害発生時において、人命を最優先として、社員と社員の家族の安全と生活を守る。2. 地域社会の安全に貢献する。3. 部品の供給の継続、又は早期の再開により、お客様への影響を極力少なくする。 <p>(以下、感染症対策を含む場合の記載例)</p> <p>下記2点を目的に事業継続力強化に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 災害時においても物品の供給を継続し、お客様や地域の雇用への影響を最小限に抑える。2. 感染症の発生時においても人命を最優先して、従業員とその家族の安全と生活を守る。 <p>(以下、感染症対策の場合の記載例)</p> <p>下記2点を目的に事業継続力強化に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 感染症の発生時には、従業員等関係者とその家族との生命の安全を及び雇用の確保を最優先する。2. 感染症が流行した場合であっても、感染拡大防止に全力を尽くし、生産活動を継続し、仕入れ先への影響を極力小さくすること、また取引先への供給責任等を果たす。
----------------	--

考え方

- ① 自らが担う役割を踏まえつつ、下記の観点について自社の理念等と照らし合わせて考えてください。
- ② 事業継続力強化計画作成指針第1-0（P15参照）の考えに基づき、自らが被災した場合のサプライチェーンや地域経済への影響度や、従業員に対する会社の姿勢について、可能な限り具体的に記載してください。
 - ・ 従業員やその家族に対する責務
 - ・ 自社の企業理念や経営方針
 - ・ 顧客・取引先や地域経済に対する影響
 - ・ 事業継続力強化に当たっての理念や基本的な方針

具体例

- ・ 人命（従業員・顧客）を守り、地域社会の安全に貢献する
- ・ 自社の経営を維持するとともに、取引先への影響を軽減する
- ・ 供給責任を果たし、顧客からの信用を守る
- ・ 従業員の雇用を守り、地域の活力を支える
- ・ サプライチェーン全体への影響を軽減させる
- ・ 社会からの要請に応える

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

2. 事業継続力強化の目標 - 事業活動に影響を与える自然災害等の想定

自社の拠点のうち、事業活動を継続するにあたって必要な拠点について、事業活動に影響を与える自然災害等を1つ以上想定します。

記載例①②（自然災害、感染症共通）

事業活動に影響を与える自然災害等の想定	<p>(記載例その1) 当社の事業拠点は〇〇県〇〇市にあり、 ・今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率が19.5% (J-SHIS地図参照)。 当該地震による津波が20cm。 ・水災時に20cm～50cmの浸水(〇〇市ハザードマップ参照)。 が予想される地域である。 また、例年、年に数回、台風が通過していることから、風害や一時的な豪雨による被害も想定される。</p> <p>(記載例その2) 当社の事業拠点における事業活動に影響を与える主な自然災害は、所在地の自治体が発行するハザードマップで確認。 ・●●県●●町:震度6以上の地震が想定される、浸水想定地域 1m以上浸水 ・●●県●●市:震度5強以上の地震が想定される。 ・●●県●●市:特に大規模地震や水害の想定がない地域である。</p> <p>(記載例その3)※感染症の記載例 当社の事業拠点は、〇〇県〇〇市にあり、現状の感染症の感染状況等を踏まえると、(再度)感染症の影響が拡大し、感染者が全国各地で発生した場合、事業の継続に支障をきたす可能性がある。</p>
---------------------	---



考え方

- ① ハザードマップやJ-SHIS（地震ハザードステーション）等を確認し、想定される自然災害等を記載してください。
- ② 自然災害等の想定にあたっては、自社の事業活動に甚大な影響を与える可能性が高い自然災害を一つ以上記載してください。
- ③ 複数の拠点を持つ場合、個々の拠点ごとの詳細な被害想定までは不要です。
- ④ 地震については、予想震度や津波の予想高さ、水害については浸水の予想高さ等を具体的に記載してください。
- ⑤ 間接被害（主要な取引先が〇〇災害が想定される地域に所在しているなど）による影響が想定される場合は、そのような影響を記載してください。



注意点

- ✓ 事業活動を継続するにあたって必要な拠点について、事業活動に影響を与える1つ以上の自然災害等を検討します（全ての自然災害等を網羅する必要はありません）。

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

記載例②（感染症含む）

自然災害等の発生が事業活動に与える影響	<p>想定する自然災害等のうち、事業活動に与える影響が最も大きいものは、大雨等による水災及び、感染症の感染拡大の影響であり、その被害想定は下記の通り。</p> <p>（人員に関する影響）</p> <p>○水災</p> <ul style="list-style-type: none">交通機関の停止に伴い、従業員の出勤が困難になる。 <p>○感染症</p> <ul style="list-style-type: none">国内で感染症の発生が確認された場合には、移動の制限や行政からの外出自粛要請等により店舗等における必要な人員が確保できなくなることが想定される。国内で感染が拡大し、本人又は家族が感染した場合には、長期間出勤できなくなる従業員が複数発生することが想定される。 <p>これら被害が事業活動に与える影響として、従業員が専属で担当していた顧客に関する情報や業務の引き継ぎが滞る、加えて営業等の停止を検討せざるを得なくなり、顧客に迷惑をかけること、などが想定される。</p> <p>（建物・設備に関する影響）</p> <p>○水災</p> <ul style="list-style-type: none">大雨により事務所及び工場が浸水し、事務所のパソコン等の電子設備や、工場の生産設備等が浸水することが想定される。これら被害の事業活動に与える影響として生産ラインの一部又は全部の停止が想定される。 <p>○感染症</p> <ul style="list-style-type: none">国内で感染症の発生が確認された場合には、マスクや消毒液等の衛生用品が入手しづらくなることにより、従業員の感染防止対策を講じることができなくなる。国内で感染が拡大し、従業員が感染した場合には、飛沫や接触により、コピー機や端末、文房具等の共有物や、水回り等に病原体が付着すること、感染拡大の防止のための設備・備品（空気清浄機、防護服等）のコストが想定され、生産活動の縮小もしくは、営業活動を一時的に停止すること等が想定される。
---------------------	--



考え方

- ① P26で想定した自然災害等のうち、最も大きな被害が想定される自然災害等を感染症などを含む2つ以上想定した場合、自然災害と感染症に分けて記載することも有効です。

【感染症の種類について】

本計画では、自社の事業活動に影響を与える「自然災害等」を想定することが必要です。事業者にとって影響を与える感染症の種類は各者により様々ですが、例えば「感染症の予防及び感染症の患者に関する法律」では、感染症を以下の通り定めていますので、ご参照ください。

- ・一類感染症・・・エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱 等
- ・二類感染症・・・結核、SARS、鳥インフルエンザ（H5N1） 等
- ・三類感染症・・・コレラ、細菌性赤痢、腸ナフス 等
- ・四類感染症・・・黄熱、鳥インフルエンザ（H5N1を除く。） 等
- ・その他（五類感染症 等）
- ・指定感染症・・・当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの

（新型コロナウイルス感染症等※令和2年1月28日時点）

出典：e-GOV「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=410AC0000000114#901>

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=78ab7336&dataType=0&pageNo=1

3. (2) 単独型申請書様式の記載方法

記載例② (感染症対応含む)

自然災害等の発生が事業活動に与える影響	<p>(資金繰りに関する影響)</p> <p>○水災</p> <ul style="list-style-type: none">事業活動の停止により収入が得られないことで、運転資金が逼迫する恐れがある。また、浸水により一部設備の修理や新規設備購入が必要となることが想定される。 <p>○感染症</p> <ul style="list-style-type: none">国内で感染症の発生が確認された場合には、感染拡大防止の目的から従業員の出勤率を下げることで生産ラインの稼働率の低下が想定される。加えて、感染拡大防止のための設備・備品等の調達コストが発生し、収益を圧迫することが想定される。国内で感染症が拡大し行政から外出自粛要請等が出された場合には、製品の需要(消費)等が落ち込むことが想定され、外出自粛が長期化すれば、運転資金がひっ迫し、その間、資金調達ができなければ、運転資金が枯渇することが想定される。 <p>これら被害が事業活動に与える影響として、売上が急減する一方、固定費等の支出が増加し、資金繰りが悪化することが想定される。</p>
	<p>(情報に関する影響)</p> <p>○水災による影響</p> <ul style="list-style-type: none">事務所内のサーバ(顧客情報、財務諸表等を保管)の浸水により、バックアップデータ以外は喪失し、取引先からの売掛金の回収が困難になる等の影響が想定される。 <p>○感染症による影響</p> <ul style="list-style-type: none">国内で感染症の発生が確認された場合には、在宅勤務の実施時に、従業員の自宅パソコンから会社の機密情報等の重要情報が漏えいし、取引先への信用を失うことが想定される。国内で感染が拡大し、従業員が感染した場合には、決算関係の財務情報等など、重要な情報を扱う従業員が通勤できなくなることが想定される。 <p>(その他の影響)</p> <p>○水災及び感染症における影響</p> <ul style="list-style-type: none">取引先の被災や公共交通機関の影響、また、感染症流行期における人や物資の移動制限の影響により、1週間程度、原料である鋼材の調達が困難になれば、最終製品の出荷が不可能になることが想定される。 <p>これら被害が事業活動に与える影響として、取引先と約定通りの製品納入を行えないなどの事態が想定される。</p>



考え方

- P26で想定した自然災害等の発生により、カネ(資金)、情報、その他(インフラ障害や取引先の被災等による間接被害)の観点から、自然災害及び感染症による影響を記載してください。
- 外部インフラの途絶や感染症流行期の人や物資の移動制限により、類似の影響が想定されるケースもあります。その様な場合には、共通の影響と記載いただいても結構です。
- 感染症においては、以下の点からもリスクを想定する必要があります。
 - 人と人の接触がリスクとなること。
 - 新型ウイルスの感染拡大局面においては、公衆衛生維持の観点から、新型インフルエンザ等対策特別措置法などの法令に基づいて国と自治体から自粛要請が行われ、事業活動の制約が生じること。
 - 復興局面への移行は、国や自治体による判断に依存せざるを得ないこと。
※このため、「社会機能維持事業」以外の業務は、国と自治体の自粛要請により一定期間、事業活動に制約を受ける可能性があります。
- 感染症対策に係る「資金繰りに関する影響」については、自然災害と異なり復旧費用ではなく「当面の資金」が必要となります。他方、日々刻々と変化する感染状況等により「当面」の期間が長期化するなど、見通しがつかないことも想定されるため、「自然災害による資金繰りに関する影響」とは、異なる考え方で影響を想定することが必要です。

3. (2) 単独型計画策定のポイント

記載例②（感染症対応を含む）

項目	初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1 人命の安全確保	従業員の避難方法	発災直後 / 国内感染者発生後	○水災 ・自社拠点内の安全エリアの設定 ・社内の避難経路の周知・確認 ・避難所までの経路確認 ○感染症 ・事業所内に消毒液の設置、従業員の手洗い等の徹底 ・従業員や家族に対する手洗い、マスク着用の徹底 ・自家用車等の公共交通機関以外の通勤手段の承認
	従業員の安否確認方法	発災直後 / 国内感染者発生後	○水災 ・安否確認システムの導入 ・従業員の連絡網の整備 (携帯電話番号、メールアドレス、SNS等) ○感染症 ・体調不良の従業員(派遣労働者等含む)の出勤停止や交代勤務規定の整備 ・出勤前の従業員やその家族等における検温の励行、自宅待機中の従業員への定期的な連絡や報告
	生産設備の緊急停止方法	発災直後	・緊急時の機器停止手順の周知・確認
	顧客への対応方法	発災直後 / 国内感染者発生後	○水災 ・顧客の避難場所の周知、誘導體制の確立 ○感染症 ・従業員へのマスクの着用を義務づける ・消毒が必要と考えられる設備、事業所等の場所へ店内の消毒の徹底 ・事務所への立ち入りについて必要性を検討するとともに、当該者に対し、従業員に準じた感染症防止対策を措置。

考え方

- ① 「人命の安全確保」として、次頁以降の推奨項目について対応ができていないか確認してください。未対応の場合は推奨事項を優先的に対応することを推奨します。
- ② 上記①の推奨事項を既に対応済みの場合、次頁の対策事例を参考にして、自社の状況と、今後取り組むべき対応を検討してみましょう。
- ③ 平時から利用している連絡先一覧等、平時の取組を災害対応として活用することも重要です。
- ④ 感染症拡大期等において、体調不良を訴える従業員に出勤を控えて頂くために、「有給休暇」や「休業手当」等の適切な活用を促すことが重要です。

注意点

- ✓ 各初動対応の内容欄に複数の事前対策の内容を記載する場合、発災後の対応時期も別々に記載します。
- ✓ 自然災害と感染症の両方の対策について記載いただく必要はありません。想定した自然災害等に対する必要な対策を記載してください。
- ✓ 「従業員の避難方法」と「従業員の安否確認方法」については必ず記載する必要があります。

3. (2) 単独型計画策定のポイント

記載例②（感染症対応を含む）

項目	初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
2 非常時の緊急時体制の構築	代表取締役社長を本部長とした、対策本部の立ち上げ	発災後1時間以内/国内感染症発生期	<ul style="list-style-type: none"> ○水災・感染症共通 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置基準の策定 ・ 対策本部の体制整備等 ○感染症 <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者状況が日々刻々と変化に対応する対策の策定・変更等を検討するための体制整備（産業医等の産業保険スタッフの活用を含む）
3 被害状況の把握 被害情報の共有	<p>被災状況や感染者発生による、生産・出荷活動への影響の有無の確認</p> <p>当該情報の第一報を顧客及び取引先並びに地域の市当局、商工団体、及び保健所等に報告</p>	<p>発災後12時間以内</p> <p>社内感染者発生後</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○水災・感染症共通 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害情報の確認手順の整理 ・ 被害情報及び復旧の見通しに関する関係者への報告方法、対外的な情報発信方法の策定等 ○感染症 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の保護を踏まえた感染者発生を報告するための連絡先の整備、取引先等へ報告方法、自社HP掲載の仕方等の確認 ・ 濃厚接触者の特定方法の整理
4 その他の取組	保健所の指示に従い事業所の封鎖、消毒等対応	社内感染者発生直後	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から感染症発生を想定し、具体的な対処方針を産業医と相談 ・ 最寄りの保健所の連絡先一覧の作成



考え方

- ① 「非常時の緊急時体制の構築」、「被害状況の把握と被害情報の共有」、「その他の取組」として、次頁以降の推奨項目について対応ができていないか確認してください。未対応の場合は推奨項目を優先的に対応することを推奨します。
- ② 上記①の推奨項目を既に対応済みの方は、次頁の対策事例を参考に、今後取り組むべき対応を検討してみましょう。
- ③ 【社内感染者の発症の共有について】
社内において感染者が発生した場合、顧客や取引先、保健所等の関係団体に休業する可能性がある旨の第1報を速やかに共有することが大切です。なお、感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないように留意しましょう。



注意点

- ✓ 各初動対応の内容欄に複数の内容を記載する場合、発災後の対応時期も別々に記載します。
- ✓ 自然災害と感染症の両方の事前対策について記載いただく必要はありません。想定した自然災害等に対する必要な対策を記載してください。
- ✓ 「非常時の緊急体制の構築」、「被害状況の把握」、「被害情報の共有」については必ず記載いただくことが必要となります。

記載例②（感染症対応を含む）

A	自然災害等が発生した場合における 人員体制の整備	<現在の取組> ・ 現在具体的な対策は行っていない。 <今後の計画> ○水災・感染症共通 ・ 特定の業務等を担当する従業員が出勤できなくなった時のために、各担当員の業務を平時からマニュアル化する、仕入れ先毎の取引メモ（納品日、在庫等）を作成し、従業員同士で共有する。また、有事に備えてクロストレーニング（訓練）も平時から実施する。 ○感染症 ・ 国内で感染症の発生が確認された場合には、予め感染症予防マニュアルを作成しておき、従業員に対するマニュアルに則った手洗い・うがいや咳エチケットの徹底、予防接種等を推奨する等の取組を実施する。 ・ 国内で感染症が拡大している場合には、地域の感染状況を見ながら、交代勤務を導入、在宅勤務を可能とする環境整備をするとともに、事務所内においても参加者が一定数を超える会議の延期若しくは中止または、オンラインによる実施の検討をする。加えて、業務開始前に従業員の検温を行い記録する。加えて、濃厚接触アプリの利用を従業員に徹底させる、一定人数以上の会食を避ける様指導する等の取組を実施する。
---	-----------------------------	---



注意点

- ✓ 在宅勤務、交代勤務等に関する記載は必須ではございませんが、可能な限り実施できる対策を検討いただくことが望ましいです。

自然災害等が発生した場合における人員体制の整備の例

事業継続力強化計画を策定する際の参考として、具体的な対策例を掲載しました。今後、どのような取組が必要かを検討する際の参考資料としてご利用ください。

#	脆弱性	具体的対策事例	コスト	必要期間
1	出勤しないと実施不可 な業務がある	会社の近隣に居住する従業員の〇〇人を緊急 参集要員として任命する	-	1時間～
2		感染症対策のため、在宅勤務できる環境を整 える	数万円～/月 (クラウド サービス)	1週間～
3	特定の人にしかできな い業務がある	〇〇など、社員の多能工化を進める ※経理業務を複数の担当者が実施できるよう 人事異動・研修を行うなど	-	1ヶ月～
4	多くの人員を必要とす る業務がある	株式会社〇〇（親事業者等）に対し、被災時 に応援要員を派遣してもらうよう取り決め をしておく	-	1ヶ月～
5		OB社員に対し、被災時に業務を支援しても らうよう取り決めをしておく	-	1ヶ月～
6	多くの人が集まる定例 会議等がある	予め、会議の延期や中止、オンラインによる 実施の検討をする。	数万円～/月 (クラウド サービス)	1時間～

3. (2) 単独型計画策定のポイント

記載例②（感染症対応を含む）

B	事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入	<p><現在の取組></p> <ul style="list-style-type: none">・現在、具体的な対策は行っていない。 <p><今後の計画></p> <p>○水災</p> <ul style="list-style-type: none">・停電に備えて自家発電設備を導入する。・自家発電設備や事務所内にあるサーバー等重要設備を、想定浸水域（20cm～50cm）上回る場所に移設する。 <p>○感染症</p> <ul style="list-style-type: none">・国内で感染症の発生が確認された場合には、マスクや消毒液等の衛生用品の品薄状態や、行政からの外出自粛要請等が予想されるため、平時から衛生用品を備蓄しておくことに加えて、在宅勤務の実施に向けたテレワークシステムを導入する。・国内で感染が拡大している場合には、マスクの着用を義務づける、事務所内の従業員間の適正距離を保つ及び、従業員の移動（動線）を見越して接触の無い様にするため、机の配置を見直す、机間にパーティションを設置する、オフィス内換気設備を設置する、共有する物品（テーブル等）の定期的な消毒の実施等の感染症対策を実施する。 <p>【税制優遇の対象となる設備導入を予定している場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・当該設備について、どのような目的で、具体的にどのような設備を導入するかを記載する。 <p>【日本政策金融公庫の融資を利用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none">・融資を受けて、具体的にどのような設備、機器を導入するか記載すること。後述の「5 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」にも必ずこれらの取組について概要（導入する設備・機器）を記載すること。
---	-------------------------	---



考え方（前ページの続き）

- ① 自然災害と感染症を併記する場合は、それぞれに対して必要なものについて記載してください。
- ② 特に、感染症流行期においてはマスクや消毒液などの衛生用品が品不足になることが予想されますので、平時からの備蓄を意識しておくことが重要です。



注意点

- ✓ 「事業継続力強化に資する対策及び取組」欄はA～Dの内一つ以上、記載が必要です。事業継続に重大な影響を与える可能性の高い経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）のうち、自社の事業継続上必要な項目や、対策が十分ではない事項を検討しましょう。
- ✓ 事業継続力の強化に向けて、設備を導入する場合は、税制優遇が受けられます。（詳細はP69,70,82,83を参照ください）
- ✓ 税制優遇の対象となる設備の一覧は、P70の表に記載されている通りですが、計画における目標の達成に真に必要な設備であること、またその数量が適切であること及び、内容の実現に資するものであることにつき、経済産業大臣の確認を受けた設備が対象です。
- ✓ 税制優遇を受ける場合は、本項目（3（2）B事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入）に、どのような目的で、具体的にどのような設備を導入するかを、また、「3(3)事業継続力強化設備等の種類」に設備の名称や所在地等を、「5事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法」に用途や資金調達方法を記載する必要があります（P69,77参照）。

3. (2) 単独型計画策定のポイント

記載例②（感染症対応を含む）

C 事業活動を継続するための 資金の調達手段の確保	<p><現在の取組></p> <ul style="list-style-type: none">・ 現在、取引銀行等との自然災害等発生時における資金繰り体制の相談など、具体的な対策は行っていない。 <p><今後の計画></p> <p>○水災</p> <ul style="list-style-type: none">・ 既加入の火災保険を見直し、水災補償特約に加入するとともに、製品在庫を補償対象に追加する。・ コミットメントラインの設定を取引のある金融機関と締結しておく。 <p>○感染症</p> <ul style="list-style-type: none">・ 国内で感染症が発生していない平時の段階において、感染症による休業補償を得られる企業総合保険やビジネス総合保険等の加入を検討する。・ 国内で感染が拡大している場合には、光熱費の減免措置や、給付金等の公的支援策についての情報を調べ、要件を満たしている場合には、直ちに申請できるように平時より経営データを整備しておく。また、金融機関に対する既存債務の返済猶予・条件変更や、新たな運転資金の相談をする。・ 感染症が流行し、公的支援策等の適用が公表された際には、よろず支援拠点や商工団体への使用可能な公的支援策の活用相談、公的支援策（各種給付金、助成金、セーフティネット保証制度等）の活用準備を行う。
---------------------------------	--



考え方

感染症拡大期には、外出自粛などにより、事業活動の抑制を余儀なくされる場合があり、国では事業継続を支援するために大きくわけて4つの観点から支援策を準備しています。こういった支援策を調べ、活用することも非常に有効です。

①資金の確保

事業活動の抑制に伴うキャッシュフローの悪化に備え、資金を確保する必要があります。このため、返済の必要のない給付金や補助金等を中心に積極的に活用しましょう。
例) 各種給付金 等

②支払の抑制

収入源を確保するとともに、緊急時に無駄な支出を抑制することも必要です。特に恒常的に発生する家賃や光熱費等の固定費負担を軽減することも大切です。また、既往債務がある場合は、返済の猶予や条件変更等を金融機関と相談することも有効です。
例) 各種光熱費等の減免措置 等

③従業員の雇用維持

事業を一定期間休止せざるを得ない場合であっても、事業再開に備え、従業員の雇用を維持することが大切です。その間の給与等の支払いを助成する国の制度があります。また、従業員が個人として活用可能な家計維持・生活支援のための給付金もありますので、社内共有することも有効です。
例) 各種助成金 等

④設備投資・販路開拓等による売上の維持

取引先とのネットワークや自社HP、SNS等を活用して、事業継続や再開の情報をこまめに発信することも重要です。情報発信によって支援が得られることや新たな顧客を獲得することもあります（飲食店によるテイクアウトや通信販売開始のお知らせ等）。そういった情報発信や生産性向上を目的とした設備を投資する場合、補助金制度を活用することも有効です。
例) 各種補助金等

尚、上記の様な支援策を活用するためには、**売上に関するデータ等の経営状況を示す書類の提出を求められるケースが多くあります。**平時から、経営状況等に関する重要な書類等については整理しておくことが大切です。

3. (2) 単独型計画策定のポイント

記載例②（感染症対応を含む）

D	事業活動を継続するための重要情報の保護	<p><現在の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、具体的な対策は行っていない。 <p><今後の計画></p> <p>○水災</p> <ul style="list-style-type: none"> 顧客名簿等重要書類をクラウド上のサーバーに保存する。 <p>○感染症</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内で感染症の発生が確認された場合には、国のHPの最新情報を随時確認し、従業員が使用するパソコンのセキュリティ状況をチェックし、必要に応じてセキュリティ対策を講じるなど、在宅勤務が実施できる環境を整備しておく。
---	---------------------	---

考え方

- ① 災害、感染症ともに、被災に伴って国や自治体の助成制度を利用する場合には、売上高などの経営に関するデータが必要な場合があります。予め、経営に関するデータなどの重要情報については、整理するとともにバックアップを図っておくことが大切です。

事業活動を継続するための重要情報の保護例

ここでは事業継続力強化計画を策定する際の参考として、具体的な対策例を掲載いたしました。どのような取組が必要かを検討する際の参考資料としてご利用ください。

#	脆弱性	具体的対策事例	コスト	必要期間
1	情報設備の設置場所が浸水対策の面で不適切である	（事業所が川、海岸沿い、低地など、水害の危険性が高い場合） 水害に備え、〇〇を2F以上に設置する ※電源装置、配電盤、各種電子機器、サーバールーム、金庫、重要書類など	-	1ヵ月～
2	データのバックアップを実施していない	データのバックアップを〇〇の頻度で取得する ※毎年、毎月、毎日など	数万円～/月 （クラウドサービス）	1週間～
3	バックアップデータを近隣の施設で保管している	バックアップデータについて、〇〇などにより、同時に被災しないような仕組みを構築する ※遠隔地への保管、クラウドサービスの利用など	数万円～/月 （クラウドサービス）	1週間～
4	リモート業務環境が未整備である	クラウド環境を利用し、通常時とは異なる拠点からのシステム利用を可能とする。	数万円～/月 （クラウドサービス）	1週間～
5	災害対策に関わる情報を人的ネットワーク構築の未実施により取得できていない	〇〇の定例会に参加し、災害対策の情報交換と、緊急時に備えた相互支援のための人的ネットワークの構築を実施する ※同業者組合、業界団体など	-	3ヵ月～
6	リモートワークの実施に必要なセキュリティ体制が未整備である	リモートワークの実施に必要な規程やルールを定める。リモートワーク下における情報セキュリティ対策を実施する。	-	1週間～

〇手続きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくある質問

6 問い合わせ先

3. (2) 単独型計画策定のポイント

3-(3). 事業継続力強化設備等の種類

税制優遇を受けるため、導入する設備等の詳細を記入します。

※税制優遇を活用しない場合は記載不要です。

記載例①②（自然災害・感染症共通）

	(2)の項目	取得年月	設備等の名称/型式	所在地
1	B	R3.9	排水ポンプ/METI01	●●県/××市〇〇—〇—〇
2	B	R3.10	架台(既に取得等をした自家発電設備(機械装置)用)/METI02	●●県/××市〇〇—〇—〇
3	B	R3.11	サーモグラフィ装置/METI03	●●県/××市〇〇—〇—〇

	設備等の種類	単価(千円)	数量	金額(千円)
1	機械装置	2,000	1	2,000
2	機械装置	1,000	1	1,000
3	器具備品	600	2	1,200

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)及び消防法(昭和二十三年法律第八十六号)上設置が義務づけられた設備ではありません。	✓



考え方

- ① 事業継続力強化設備等について租税特別措置の適用を受けようとする場合には、計画に基づき導入を予定している事業継続力強化設備等について必要事項を記入してください。
- ② 「(2)の項目」欄には、「3-(2)事業継続力強化に資する対策及び取組」のA~Dのどの項目に対応するものなのかを記載します。
- ③ 計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までの間に取得等をする必要となるため、それを踏まえた「取得年月」を記載ください。
- ④ 当該設備が特定できるよう型式まで正確に記載して下さい。型式が不明な場合は、対象設備であることが分かるカタログや、仕様書等を添付してください。
- ⑤ 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)及び消防法(昭和二十三年法律第八十六号)上設置が義務づけられた設備は対象外とされているため、これらに該当しないことを確認し、チェックを付けてください。



注意点

- ✓ 税制優遇の対象設備については次ページをご確認ください。
- ✓ 本欄に記載した設備は「3(2)B事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入」及び、「5事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及び調達方法」にも記載してある必要があります。
- ✓ 感染症対策の設備は、「器具備品」におけるサーモグラフィ装置のみ税制優遇の対象となります。
- ✓ 「設備等の種類」欄につきましては、必ず税理士等の判断を受けてから、必ず「機械装置」「器具備品」「建物附属設備」のいずれかを記載いただきますようお願いいたします。
- ✓ 「所在地」は設備の設置場所を記載してください。

3. (2) 単独型計画策定のポイント

3-(4). 事業継続力強化の実施に協力する者の名称等 (1/2)

事業継続力強化を進めるにあたって中小企業を取り巻く関係者（親事業者・政府関係金融機関等）による働きかけや支援を受ける場合、記載します。

記載例①（自然災害のみ）

名称	A株式会社
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇
代表者の氏名	〇〇 〇〇
協力の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 自然災害に備えた事前対策の取組強化について、技術的な助言を受けるほか、自社の生産設備に支障が生じた場合、同社の生産設備を借りて、代替生産を行うことについて、検討・決定する。

名称	B銀行〇〇支店
住所	〇〇県〇〇市…
代表者の氏名	〇〇 〇〇
協力の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 被災時において、最大〇〇万円までの緊急融資を受けられる契約を結んでおくとともに、〇〇県信用保証協会のセーフティネット保証を活用することについて、事前に協議を行う。・ コミットメントラインや事前融資予約などについても、今後協議を進める。

記載例②（感染症対応を含む）

名称	C商工会議所
住所	〇〇県〇〇市…
代表者の氏名	〇〇 〇〇
協力の内容	<ul style="list-style-type: none">○水災・ 大規模な水害の発生が見込まれる際、注意喚起を依頼する。・ 水害に対する事業継続の強化に関する指導を依頼する。○感染症・ 行政の支援策の概要や申請手続きについて情報提供を依頼する。



考え方

- ① 中小企業を取り巻く関係者（親事業者・政府関係金融機関等）による取組がある場合、名称や住所、協力の内容を記載します。
- ② ①のような事業者・団体がいない場合、記入はせず空欄のままにします。



注意点

- ✓ 「協力の内容」については、可能な範囲で追記して下さい。

〇手引きの構成

1 申請書

2 制度の概要

3 計画策定

検討ステップ

記載方法

対策事例

4 支援措置

5 よくある質問

6 問い合わせ先

3. (2) 単独型計画策定のポイント

3-(5). 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

事業継続力強化に当たっては、単に計画を策定するだけでなく、自然災害等が発生した場合の実効性も求められます。災害等発生時に使えるような計画にするための取組を検討しましょう。

記載例①（自然災害のみ）

計画の推進及び訓練・教育については、代表取締役社長の指揮の下、実施する。社内の管理職全員で組織する「防災・減災対策会議」（年2回開催）において、具体的な取組を検討・決定する。毎年5月を目処に、全社員参加の訓練を実施することとし、訓練に合わせて、社員への教育も実施する。また、実態に則した計画となるように、年1回以上計画の見直しを実行する。



考え方

- ① 実効性を確保するために、平時から行う取組を検討します。
- ② 以下の3点全てについて、自社の取組を検討し、必ず記載してください。
 - ・ 平時の取組推進について、経営層の指揮の下実施する体制を整える。
 - ・ 年1回以上、訓練や教育を実施する体制を整える。
 - ・ 年1回以上、事業継続に向けた取組内容の見直しを計画する。
- ③ 平時の体制を活用することも有効です。
 - ・ 例えば、製造工程の安全操業のための工程安全管理委員会を設置し、月1回見直し会議を回っている場合、当該会議に災害対策を追加するなど。



注意点

- ✓ 実効性の確保には、経営層の関与が必要不可欠です。必ず、経営層のコミットメントについて記載してください。
- ✓ 年1回以上の訓練と計画の見直しについても必ず記載してください。

記載例②（感染症対応を含む）

○水災・感染症【共通】

- ・ 社長の指揮の下、計画の推進及び訓練・教育を実施する。
- ・ 実態に則した計画となるように、年1回以上計画の見直しを実行する。
- ・ 原則、年1回以上事業継続に向けた訓練を実施する。

○感染症

- ・ 毎年2月頃に経営層の指導の下、全従業員参加の感染症のセミナーを実施するとともに、従業員が感染した場合を想定した訓練（平時からの時差出勤やテレワーク等）を年1回実施する。
- ・ 平時から手洗い等の感染症予防策対策を習慣づける。

3. (2) 単独型計画策定のポイント

5. 事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及び調達方法

事業継続力強化に係る対策について、必要な資金の額とその調達方法を記載します。特に設備導入のため税制優遇や金融支援を受ける場合、必ずここに記載してください（日本政策金融公庫の低利融資を使う場合はその旨明記する）。

記載例①②（自然災害、感染症共通）

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額 (千円)
事前対策	設備の復旧費用の支払い	当該設備にかかる損害保険等への加入	50,000
事前対策	従業員への給与の支払い	C 銀行からの融資	5,000
事前対策	自家発電設備、免震装置、排水ポンプの導入費用の支払い	自己資金	3,700



考え方

- ① 計画に記載された事業継続力強化設備等の導入等、事業継続力強化に資する対策及び取組を確実に遂行するために必要な資金の額を検討したうえで、その調達方法を「資金調達方法」欄に記載してください。
- ② 「何の目的で」、「どのような使い方をするのか」を「使途・用途」欄に簡潔に記載してください。
- ③ 「損害保険への加入」等を「資金調達方法」に記載する場合は、「金額」の欄には、加入に際して必要な保険料ではなく、事業の継続に必要な金額（＝補償対象となる事由が発生した場合に自社に支払われる保険金の金額）を記載する。



注意点

- ✓ 設備等の導入に係る資金調達の場合は、上記考え方②に合わせて「3（2）事業活動強化に資する対策及び取組-B」（P50参照）にも記載されている必要があります。
- ✓ 「3（3）事業継続力強化設備等の種類」に記載し、税制優遇を利用して強化設備等の導入を予定している場合には、上記の欄に、強化設備等の導入時の資金調達方法を具体的に記載し、かつ「3（2）事業継続力強化に資する対策及び取組B」にも記載する必要があります。
- ✓ 日本政策金融公庫の融資等の金融支援を受けて設備導入を予定している場合、本欄に加え3(2)Bの対策として、誰がどのような目的でどのような設備導入を行うか具体的に記載されている必要があります。
- ✓ 計画の実施に資金が掛からない場合は記載不要です。

3. (2) 単独型計画策定のポイント

6. その他

関係法令の遵守等、その他必要事項を確認し、該当するものにチェックを付します。

記載例①②（自然災害、感染症共通）

(1) 関係法令の遵守(必須)

確認事項	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)、下請代金支払遅延等防止法(昭和三十一年法律第二十号)、下請中小企業振興法(昭和四十五年法律第四十五号)に抵触する内容は含みません。	✓

チェックが必須です

(2) その他事業継続力強化に資する取り組み(任意)

確認事項	チェック欄
レジリエンス認証制度(※1)に基づく認証を取得しています。	
ISO 22301認証(※2)を取得しています。	
中小企業BCP策定運用指針に基づきBCPを策定しています。	✓

該当するものみにチェック
※チェックがない場合でも
認定に支障はありません。



注意点

- ✓ (1) 関係法令の遵守については、チェックが必須となっております。内容を確認の上、チェックを付けてください。
- ✓ (2) その他事業継続力強化に資する取組については、チェックは任意となっております。該当する取組みがあれば忘れずにチェックを付してください。
- ✓ 本計画の申請時には、別途資料（例えば既に策定されているBCPやレジリエンス認証制度の申請書、ISO22301認証の申請書等）を添付し、参照することが認められています。
- ✓ 参照する場合は、計画一式を添付する必要はなく、認定審査を容易にできるよう該当箇所を明示しておく必要があります。